

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程

平成22年4月1日

法人規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）に勤務する教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 給料は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。

- 2 教職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。
- 3 生活に必要な施設等の全部又は一部が教職員に支給される場合においては、別に細則で定めるところにより、その教職員の給料を調整することができる。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表（別表第1）
- (2) 教育職給料表（別表第2）

- 2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところによる。

(初任給、昇格、昇給の基準)

第4条 理事長は、法人の組織に関する規程等の趣旨に従い、及び前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 教職員の職務の級は、昇給等規程で定める基準に従い決定する。
- 3 新たに教職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程で定めるところにより決定する。
- 5 教職員の昇給は、昇給等規程で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じ、行うものとする。

- 6 前項の規定により教職員（55歳以上の教職員で昇給等規程で定めるものを除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するもの（昇給等規程で定める教職員に限る。）にあっては、3号給）とすることを標準として昇給等規程で定める基準に従い決定するものとする。
- 7 55歳以上の教職員で昇給等規程で定めるものの第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて昇給等規程で定める基準に従い決定するものとする。
- 8 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第5項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、昇給等規程で定める。
- 11 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「再雇用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 12 再雇用教職員で再雇用規程第4条に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（派遣職員の給料）

- 第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年金沢市条例第3号）第2条第1項の規定により金沢市から派遣された職員の給料月額は、その者が金沢市職員として引き続き職務に従事するものとみなして決定される給料月額との均衡を著しく失することのないよう、あらかじめ理事長の承認を得て決定しなければならない。

（給料の支給）

- 第6条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。
- 2 給料の支給定日は、毎月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の平日（祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たらない日をいう。）を支給定日とする。
- 3 前項において、特に必要があると認めた場合には、支給定日を繰り上げ又は繰り下げることができる。
- 4 教職員又は教職員の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために、教職員から給料の請求があった場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても、請求の日までの給料を日割計算（第7条第5項に規定する日割りによる計算方法をいう。以下同じ。）により支給することができる。

- 第7条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料月額に異動

を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した教職員が離職した日に再び教職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月分の給料全額を支給する。
- 4 教職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。
 - (1) 就業規則第12条第1項第1号、第2号若しくは第6号の規定により休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員出向規程（以下「出向規程」という。）第2条の規定により出向し、又は出向の終了により職務に復帰した場合
 - (3) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程（以下「育児休業規程」という。）第5条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - (4) 就業規則第43条の規定により停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- 5 第1項、第2項又は前項の規定により、給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間規程第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第8条 既支給の給料に過不足があつたときは、次期給与期間の支給日において、これを精算する。ただし、次期の給料を支給しないときは直ちに返納させる。

第9条 在職中死亡した者に対する給料は、その遺族に支給する。この場合の遺族の範囲及び順位は、恩給法（大正12年法律第48号）の定めるところによる。

（給料の調整額）

第10条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、調整額を支給する。

- 2 前項の規定により給料の調整を行う職は、別表第3の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 教職員の給料の調整額は、当該教職員の属する職務の級に応じて別表第4に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第3の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再雇用短時間勤務教職員にあつてはその額に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間規程第3条第2項に規定する育児短時間勤務教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。）とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額とする。
- 4 給料の調整額は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち、別表第5に掲げる職（理

事長がこれに相当すると認める職を含む。)について、その特殊性に基づいて支給する。

- 2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める教職員に適用される給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び当該職に係る別表第5の区分欄に定める区分に応じ、別表第6の右欄に定める額（育児短時間勤務教職員にあってはその額に勤務時間規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。）とする。ただし、当該職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

- 3 管理職手当は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項及び第14条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員（同条において「一般職9級教職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4）満60歳以上の父母及び祖父母

（5）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6）重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員（第14条第4項第4号及び第6号において「一般職8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項及び同条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項及び第14条第4項第7号において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 前条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

（1）教職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

（2）年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

（3）重度心身障害者の場合は、前2号の規定によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

- 2 教職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その教職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 3 理事長は、教職員から第14条第2項の規定による届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族がこの規程に定める要件を備えているかを確かめて認定しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定による認定を行うときその他必要があると認めるときは、扶養の事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

第14条 新たに教職員となった者に扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届（第1号様式）により事務局次長（これに準ずる職にある者。以下同じ。）を経て行うものとする。

3 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が教職員となった日、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職9級教職員等以外の教職員から一般職9級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 4 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養

手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般職9級教職員等が一般職9級教職員等以外の教職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般職8級教職員等が一般職8級教職員等及び一般職9級教職員等以外の教職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職9級教職員等以外のものが一般職9級教職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職8級教職員等及び一般職9級教職員等以外のものが一般職8級教職員等となった場合
- (7) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第15条 扶養手当は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

2 扶養手当は、教職員が次の各号に掲げる場合に該当し、給料を減額されたときにおいても、減額されないものとする。

- (1) 第21条の規定により給与を減額された場合
- (2) 就業規則第43条の規定により減給の処分を受けた場合

3 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不当に扶養手当の支給を受けたときは、これを返納させるものとする。

（地域手当）

第16条 教職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。ただし、出向規程第2条第1項第1号の規定による出向（以下「在籍出向」という。）の期間にあつては、当該出向先の地域等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 地域手当は、給料の支給定日に給料の支給方法に準じて支給する。

第17条 在籍出向から職務に復帰した教職員又は地方公務員、国家公務員若しくはその業務が法人の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち、次の各号に定めるものに使用される者であった者で、引き続き給料表の適用を受ける教職員（採用の事情等を考慮して理事長が定める教職員に限る。）には、当該在籍出向からの復帰の日又は給料表の適用を受けることとなった日の前日における勤務地及び当該勤務地での在勤期間等を考慮して、理事長が定める額を当該異動の日から1年を経過する日までの間、地域手当として支給する。

- (1) 沖縄振興開発金融公庫
- (2) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(3) 前2号に掲げる法人のほか、理事長がこれらに準ずる法人であると認めるもの
(住居手当)

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額10,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(法人が設置する宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員その他公立大学法人金沢美術工芸大学教職員住居手当規程(以下「住居手当規程」という。)で定める教職員を除く。)

(2) 第20条第1項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅(法人が設置する公舎その他住居手当規程で定める住宅を除く。)を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして住居手当規程で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に掲げる教職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額22,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から10,000円を控除した額

イ 月額22,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から22,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を12,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当規程の定めるところによる。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする教職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で公立大学法人金沢美術工芸大学教職員通勤手当規程(以下「通勤手当規程」という。)で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困

難である教職員以外の教職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２ 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第１号に掲げる教職員 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃相当額」という。）が60,000円を超えるときは、支給単位期間につき、60,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃相当額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第２号に掲げる教職員 支給単位期間につき、次の表に定める額（再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して通勤手当規程で定める教職員にあっては、その額から、その額に通勤手当規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

自動車等の片道の使用距離		支給額
キロメートル以上	キロメートル未満	
	4	2,200円
4	6	4,400円
6	8	5,200円
8	10	6,100円
10	12	7,100円
12	14	8,200円
14	16	9,300円
16	18	10,500円
18	20	11,700円
20	22	12,900円
22	24	14,100円
24	26	15,300円
26	28	16,450円
28	30	17,600円
30	32	18,700円
32	34	19,850円
34	36	21,000円
36	38	22,150円
38	40	23,300円
40	42	24,400円
42	44	25,150円
44	46	25,900円

46	48	26,600円
48	50	27,300円
50	52	28,000円
52	54	28,750円
54	56	29,500円
56	58	30,200円
58	60	30,900円
60		31,600円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当規程で定める通勤手当にあっては、通勤手当規程で定める期間）に係る最初の月の通勤手当規程で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として通勤手当規程で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 通勤手当は、給料の支給定日、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当規程で定める。

（単身赴任手当）

第20条 在籍出向したこと若しくは在籍出向から職務に復帰したこと（以下「復帰」という。）又は地方公務員、国家公務員若しくはその業務が法人の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人（第17条各号に規定されるものに限る。）に使用される者から引き続き給料表の適用を受ける教職員（採用の事情等を考慮して理事長が定める教職員に限る。）となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他公立大学法人金沢美術工芸大学教職員単身赴任手当規程（以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直前の住居から在籍出向若しくは復帰又は適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であ

ると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長の定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 単身赴任手当は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 単身赴任手当は、教職員が次の各号に掲げる場合に該当し、給料を減額されたときにおいても、減額されないものとする。
 - (1) 第21条の規定により給与を減額された場合
 - (2) 就業規則第43条の規定により減給の処分を受けた場合
- 6 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当規程で定める。

（給与の減額）

第21条 教職員が勤務しないときは、勤務時間規程第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間規程第11条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第12条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間規程第11条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第12条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間規程第13条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第22条 前条の規定により給与を減額する方法は、次の各号による。

- (1) 前条に規定する給与の減額は、翌月以降の給料の支給の際に控除する。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額を給料から控除することができないときは、その減額すべき額を、減額すべき事由のあった給与期間の次の給与期間に係る給与の支給日までに返納させる。
- (2) 減額すべき額の基礎となる勤務しなかった全時間数に1時間未満の端数を生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

（時間外勤務手当）

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した場合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第25条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 勤務時間規程第6条に規定する週休日の振替等により新たに勤務することとなる日の属する週（以下この項及び次項において「特定の週」という。）の勤務時間が38時間45分以下になる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間
 - (2) 特定の週の勤務時間が38時間45分を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以下の場合 38時間45分から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間
- 3 前項において、特定の週に第25条の規定により休日勤務手当が支給される日が属するときは、前項に「38時間45分」とあるのは、「38時間45分に第25条の規定により休日勤務手当が支給される日に勤務した時間を加えた時間」と読み替えるものとする。
- 4 再雇用短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と勤務時間規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第2項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、勤務時間規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 6 勤務時間規程第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）から第

1 項に規定する理事長の定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、勤務時間規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50から第2項に規定する理事長が定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 第4項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する理事長の定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第24条 前条及び次条の規定は、第11条第1項に規定する職にある教職員には適用しない。
(休日勤務手当)

第25条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(時間外勤務手当等の支給)

第26条 時間外勤務手当及び休日勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）は、その月分を翌月の給料支給定日に支給する。

2 教職員が勤務時間規程第9条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間規程第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

3 時間外勤務手当等の支給方法については、第6条第4項及び第7条第2項の規定を準用する。
(時間外勤務及び休日勤務の手続)

第27条 時間外勤務及び休日勤務の手続については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 理事長が教職員（第11条第1項に規定する職にある教職員を除く。）に時間外勤務又は休日勤務を命ずる場合には、時間外勤務等命令簿（第2号様式。以下「命令簿」という。）による。
- (2) 命令簿には、理事長（その委任を受けた者を含む。）の指定する教職員の確認の印を受けなければならない。

(時間外勤務手当等の支給手続)

第28条 時間外勤務手当等について、理事長（その委任を受けた者を含む。）は、その月分の時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の総時間数を取りまとめ、時間外勤務手当等整理簿を作成し、保管しなければならない。

(時間外勤務等の時間計算)

第29条 その月の時間外勤務等の総時間数は、時間外勤務手当（時間外勤務1時間当たりの給与額の区分に分ける。）、休日勤務手当の区分ごとに集計し、それぞれの集計において1時間未満の端数を生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

(時間外勤務等の特例)

第30条 教職員が職務により出張している場合には、その期間中は正規の勤務時間を勤務したものとみなし、時間外勤務手当等は支給しない。ただし、あらかじめ正規の勤務時間を超えて勤

務することを命ぜられ、又は勤務時間規程第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日、勤務時間規程第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は同規程第11条及び第12条の規定に基づく休日等（以下「週休日又は休日等」という。）に勤務することを命ぜられた場合は、この限りでない。

（管理教職員特別勤務手当）

第31条 第11条第1項に規定する職にある教職員が 臨時又は緊急の必要その他の職務の運営の必要により週休日又休日等に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条第1項に規定する職にある教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該教職員の占める職に係る別表第3の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額。

ア 1種 12,000円

イ 2種 10,000円

ウ 3種 8,500円

エ 5種 6,000円

（2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該教職員の占める職に係る別表第3の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額。

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種 4,300円

エ 5種 3,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした第11条第1項に規定する職を占める職員には、その引き続く勤務に係る第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 理事長（その委任を受けた者を含む。）は、別に定めるところにより、管理教職員特別勤務実績簿及び管理教職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

6 前4項に定めるもののほか、管理教職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第32条 勤務1時間当たりの給与額は、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日

までの間における祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間（再雇用短時間勤務教職員にあってはその時間に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務教職員にあってはその時間に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間））を減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末勤勉手当規程」という。）で定める日（次条及び第35条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した教職員（第38条第6項の規定の適用を受ける教職員及び期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの教職員のうち、期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。第36条第2項において「特定幹部教職員」という。）にあっては6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を、大学院の任期付任用教授（大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項の規定により任期を定めて任用された教授をいう。以下同じ。）にあっては6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再雇用教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として期末勤勉手当規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する

合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して期末勤勉手当規程で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第22条の規定により解雇された教職員（同条第1項第1号の規定に該当して解雇された教職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第35条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を知った日から60日経過後にあつては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁

鋼こ以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の期末勤勉手当規程で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した教職員（期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の教職員のうち再雇用教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部教職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教職員のうち再雇用教職員 当該再雇用教職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部教職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第33条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第36条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(特定の教職員についての適用除外)

第37条 第10条から第15条まで、第18条、第23条から第30条及び第36条の規定は、大学院の任期付任用教授には適用しない。

2 第12条から第15条まで、第17条及び第18条及び第20条の規定は、再雇用教職員には適用しない。

(休職者の給与)

第38条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第12条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第12条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる

3 教職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第12条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 教職員が就業規則第12条第1項第2号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 休職にされた教職員には、他の法令又は法人の規程等に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第33条第1項に規定する基準日前1箇月以内に離職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第33条第1項の規定により期末勤勉手当規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、期末勤勉手当規程で定める教職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは、「第38条第6項」と読み替えるものとする。

8 就業規則第12条第1項第6号の規定による休職者には、いかなる給与も支給しない。

(端数計算)

第39条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第23条及び第25条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当等の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

2 この規程による教職員の給与及び各手当の算出額並びに第33条第4項に規定する期末手当基礎額及び第36条第3項に規定する勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(口座振替による給与の支払)

第40条 給与は、教職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第41条 次に掲げるものは、給与から控除する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 共済掛金

(4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分

(5) 教職員との書面協定により賃金から控除することとしたもの

(委任)

第42条 この規程及びその他の法人の規程等に定めるもののほか、教職員の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）第33条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第38条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第2項にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規程附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、改正後の給与規程附則第6項の規定の適用を受けない教職員に限る。）からこれらの教職員以外の教職員（以下「減額改定対象教職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象教職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象教職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程第20条第2項に規定する単身赴任手当規程で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の理事長が定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職 務 の 級	号 給
一般職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで

	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から32号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで
	6 級	1 号給から16号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
教育職給料表	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から24号給まで

(2) 平成22年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（平成22年 4 月 1 日前に55歳に達した教職員に関する読替え）

- 3 平成22年 4 月 1 日前に55歳に達した教職員に対する改正後の給与規程附則第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年12月 1 日）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（委任）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規程は、平成23年12月 1 日から施行する。
- 平成23年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程第33条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第38条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項若しくは附則第 2 項にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 平成23年 4 月 1 日（同月 2 日から同年12月 1 日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項において「給与規程」という。）附則第 6 項の規定の適用を受けない教職員に限る。）からこれらの教職員以外の教職員（以下「減額改定対象教職員」という。）となった者（平成23年 4 月 1 日に減額改定対象教職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が 2 以上

あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象教職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第20条第2項に規定する単身赴任手当規程で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.39を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の理事長が定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職 務 の 級	号 給
一般職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から76号給まで
	3 級	1 号給から60号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から36号給まで
	6 級	1 号給から28号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
教育職給料表	1 級	1 号給から100号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から64号給まで
	4 級	1 号給から52号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.39を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整)

2 平成24年4月1日において在職する教職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。）のうち、平成21年4月1日において職員の給与に関する条例（昭和26年金沢市条例第7号）第5条第5項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が定める教職員を除く。）その他当該教職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 平成25年4月1日において在職する教職員（同日において、その職務の級における最高の号

給を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年4月1日及び平成20年4月1日において職員の給与に関する条例第5条第5項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が定める教職員を除く。)その他当該教職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 4 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第3条第2項に規定する育児短時間勤務教職員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条及び附則第4条、第5条、第6条及び第10条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下この項及び附則第3条において「改正後の規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 第2条 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要があると認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 第3条 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 第4条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要があると認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(理事長が定める教職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第11条第1項に規定する職を占める教職員(再雇用教職員を除く。以下この項において「特定教職員」という。))に

あつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第6条 切替日から平成30年3月31日までの間における給与規程第20条第2項の規定の適用については、「30,000円」を「30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

（委任）

第7条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年3月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項、第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与規程第33条第2項、第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12

(給与の内払)

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下「第2条改正後給与規程」という。）第12条第1項ただし書及び第14条第4項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規程第12条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員（第14条第4項第4号及び第6号において「一般職8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項及び同条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（第14条第4項において「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,700円（教職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（同条第1項第3号及び第4号並びに第4項において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（一般職9級教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者があった場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第3項中「扶養親族（一般職9級教職員等にあっては、扶養親族たる子に限

る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級教職員等から一般職 9 級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第 1 項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 9 級教職員等以外の教職員から一般職 9 級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 4 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間は、第 2 条改正後給与規程第12条第 1 項ただし書及び第14条第 4 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 2 条改正後給与規程第12条第 3 項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員（以下「一般職 8 級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、「次項及び同条」とあるのは「次項並びに第14条第 1 項第 2 号及び第 4 項第 7 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級教職員等から一般職 9 級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職 9 級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職 9 級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 3 項中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級教職員等から一般職 9 級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合にお

いてその教職員に扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級教職員等以外の教職員から一般職9級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第4項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第12条第1項ただし書並びに第14条第4項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与規程第12条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第14条第4項第4号及び第6号において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「第14条第4項第4号」とあるのは「同条第4項第4号」と、「一般職8級教職員等」とあるのは「一般職8级以上教職員等」と、「次項及び同条」とあるのは「次項並びに同条第1項第2号及び第4号第7号」と、同条第1項中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第3項中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級教職員等以外の教職員から一般職9級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第4項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職8級教職員等が一般職8級教職員等及び一般職9級教職員等」とあるのは「一般職8级以上教職員等が一般職8级以上教職員等」と、同項第6号中「一般職8級教職員等及び一般職9級教職員等」とあるのは「一般職8级以上教職員等」と、「が一般職8級教職員等」とあるのは「が一般職8级以上教職員等」とする。

（委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（次条において「改正後の平成28年改正規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の規程及び改正後の平成28年改正規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年12月25日決裁。以下この条において「平成26年改正規程」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）及び第3条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与（平成26年改正規程附則第5条の規定による給料を含む。）及び改正後の平成28年改正規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程の一部改正)

第4条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し並びに同項及び附則第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第5条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用教 職員 以外 の教 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	363,000	408,800	459,300
2		143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	365,600	411,200	462,500
3		144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	368,100	413,700	465,500
4		146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,700	416,100	468,500
5		147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,500	372,800	418,100	471,500
6		148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,500	375,400	420,400	474,500
7		149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,800	377,700	422,500	477,500
8		150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	334,000	380,200	424,700	480,600
9		151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	336,100	382,700	426,700	483,400
10		152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,300	385,400	428,800	486,500
11		154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,400	388,000	430,900	489,500
12		155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,600	390,700	433,000	492,600
13		156,800	213,600	247,200	285,700	314,400	344,600	393,100	434,700	495,300
14		158,300	215,400	248,700	287,800	316,500	346,600	395,400	436,500	497,600
15		159,800	217,100	250,000	289,800	318,700	348,700	397,700	438,600	499,900
16		161,400	218,900	251,400	291,800	320,800	350,700	400,100	440,600	502,200
17		162,700	220,600	252,900	293,700	322,900	352,600	401,900	442,500	504,400
18		164,200	222,300	254,600	295,700	324,900	354,700	403,900	444,300	505,800
19		165,700	223,900	256,300	297,800	327,000	356,500	405,800	446,100	507,300
20		167,200	225,500	258,100	299,800	329,000	358,400	407,600	447,800	508,700
21		168,600	227,000	259,700	301,800	331,000	360,400	409,500	449,600	509,900
22		171,300	228,700	261,500	303,900	333,200	362,300	411,300	451,100	511,300
23		173,900	230,300	263,200	305,900	335,200	364,300	413,100	452,500	512,800
24		176,500	231,900	264,900	308,000	337,300	366,200	415,000	454,000	514,300
25		179,200	233,100	266,900	309,800	338,900	368,200	416,900	455,400	515,400
26		180,900	234,600	268,800	312,000	340,800	370,100	418,400	456,700	516,500
27		182,600	236,000	270,600	314,100	342,700	372,100	419,900	458,000	517,700

28	184,300	237,300	272,400	316,100	344,600	374,200	421,500	459,200	518,900
29	185,800	238,600	274,100	318,100	346,300	375,700	423,100	460,300	519,900
30	187,600	239,800	276,000	320,100	348,200	377,500	424,400	461,000	520,800
31	189,400	240,800	277,900	322,200	350,100	379,300	425,700	461,800	521,700
32	191,100	242,000	279,600	324,300	351,900	380,900	426,900	462,500	522,600
33	192,700	243,300	281,200	325,800	353,900	382,700	428,100	463,200	523,400
34	194,200	244,500	283,100	327,800	355,700	384,100	429,400	464,000	524,400
35	195,700	245,700	284,900	329,700	357,500	385,600	430,700	464,700	525,100
36	197,200	247,000	286,800	331,900	359,200	387,200	431,900	465,300	525,600
37	198,500	247,900	288,400	333,800	360,600	388,600	433,100	465,800	526,300
38	199,800	249,300	290,100	335,700	361,900	389,800	433,900	466,400	526,900
39	201,100	250,700	291,900	337,700	363,300	391,000	434,700	467,000	527,700
40	202,400	252,200	293,700	339,600	364,700	392,100	435,500	467,600	528,300
41	203,700	253,600	295,400	341,500	366,000	393,200	436,100	468,100	528,800
42	205,000	255,000	297,100	343,400	366,900	394,400	436,800	468,600	
43	206,300	256,400	298,800	345,200	368,000	395,700	437,500	469,000	
44	207,600	257,700	300,400	347,100	369,100	396,800	438,300	469,300	
45	208,800	258,900	302,100	348,600	369,900	397,500	439,100	469,600	
46	210,100	260,200	303,800	350,000	370,800	398,200	439,900		
47	211,400	261,600	305,400	351,500	371,700	398,900	440,300		
48	212,700	262,900	307,100	353,100	372,600	399,600	441,000		
49	213,800	264,100	308,300	354,700	373,500	400,200	441,500		
50	214,900	265,200	309,800	355,500	374,400	400,800	441,900		
51	215,900	266,500	311,400	356,700	375,200	401,300	442,300		
52	217,000	267,800	313,000	357,700	376,000	401,700	442,700		
53	218,100	268,800	314,600	358,600	376,700	402,100	443,100		
54	219,100	269,900	316,200	359,700	377,400	402,400	443,500		
55	220,000	271,200	317,800	360,600	378,100	402,700	443,900		
56	221,000	272,500	319,300	361,700	378,800	403,000	444,200		
57	221,500	273,500	320,800	362,600	379,300	403,300	444,500		
58	222,400	274,500	322,000	363,300	379,900	403,600	444,900		
59	223,200	275,600	323,200	364,000	380,500	403,900	445,200		
60	224,100	276,700	324,400	364,700	381,200	404,200	445,500		

61	224,800	277,900	325,100	365,100	381,600	404,500	445,800		
62	225,800	278,900	326,000	365,700	382,300	404,800			
63	226,600	279,800	326,800	366,400	382,900	405,100			
64	227,500	280,800	327,600	367,100	383,500	405,400			
65	228,200	281,600	328,500	367,400	383,900	405,700			
66	229,000	282,500	328,900	368,100	384,500	406,000			
67	229,900	283,200	329,600	368,800	385,100	406,300			
68	231,000	284,100	330,400	369,500	385,700	406,600			
69	231,700	285,100	331,200	369,800	386,100	406,800			
70	232,400	285,900	332,000	370,400	386,600	407,100			
71	233,000	286,700	332,700	371,100	387,100	407,400			
72	233,800	287,500	333,400	371,700	387,700	407,700			
73	234,600	288,300	333,900	372,000	388,000	407,900			
74	235,300	288,900	334,500	372,600	388,400	408,200			
75	236,000	289,300	335,000	373,300	388,800	408,500			
76	236,600	289,800	335,600	373,900	389,200	408,700			
77	237,300	289,900	335,900	374,400	389,500	408,900			
78	238,100	290,300	336,400	374,900	389,800	409,200			
79	238,900	290,500	336,800	375,500	390,100	409,500			
80	239,600	290,900	337,300	376,000	390,400	409,700			
81	240,200	291,100	337,700	376,500	390,600	409,900			
82	240,900	291,300	338,200	377,100	390,900	410,200			
83	241,600	291,700	338,700	377,600	391,200	410,500			
84	242,300	292,000	339,200	377,900	391,400	410,700			
85	242,900	292,300	339,500	378,300	391,600	410,900			
86	243,600	292,600	339,900	378,800	391,900				
87	244,300	292,900	340,400	379,200	392,200				
88	245,000	293,300	340,800	379,600	392,400				
89	245,600	293,600	341,100	380,000	392,600				
90	246,100	294,000	341,500	380,500	392,900				
91	246,500	294,300	342,000	380,900	393,200				
92	247,000	294,700	342,400	381,300	393,400				
93	247,300	294,800	342,600	381,600	393,600				

	94		295, 000	343, 000						
	95		295, 400	343, 500						
	96		295, 800	343, 900						
	97		296, 000	344, 000						
	98		296, 300	344, 500						
	99		296, 700	344, 900						
	100		297, 100	345, 200						
	101		297, 300	345, 500						
	102		297, 600	345, 900						
	103		298, 000	346, 300						
	104		298, 300	346, 700						
	105		298, 500	347, 200						
	106		298, 800	347, 600						
	107		299, 200	348, 000						
	108		299, 500	348, 400						
	109		299, 700	348, 900						
	110		300, 100	349, 300						
	111		300, 500	349, 600						
	112		300, 800	349, 900						
	113		300, 900	350, 400						
	114		301, 200							
	115		301, 500							
	116		301, 900							
	117		302, 100							
	118		302, 300							
	119		302, 600							
	120		302, 900							
	121		303, 300							
	122		303, 500							
	123		303, 800							
	124		304, 100							
	125		304, 400							
再雇		187, 400	215, 000	255, 200	274, 700	289, 900	315, 400	357, 300	390, 500	441, 900

用教 職員										
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

この表は、職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用教 職員 以外 の教 職員		円	円	円	円	円
	1	169,900	212,900	273,900	321,200	405,300
	2	172,000	215,200	276,900	324,100	407,600
	3	174,000	217,400	279,700	327,200	410,000
	4	176,000	219,600	282,500	330,200	412,500
	5	178,000	221,700	285,300	333,400	414,900
	6	180,500	223,900	287,800	336,200	417,500
	7	183,000	226,100	290,000	338,800	419,900
	8	185,500	228,200	292,400	341,500	422,400
	9	188,000	230,500	295,100	344,500	424,300
	10	190,800	232,900	297,600	347,500	426,800
	11	193,500	235,300	300,000	350,600	429,200
	12	196,200	237,700	302,600	353,900	431,600
	13	198,900	240,000	305,000	356,800	433,300
	14	200,800	242,400	307,000	358,900	435,500
	15	202,700	244,800	309,100	361,200	437,700
	16	204,700	247,200	311,000	363,800	440,100
	17	206,700	249,300	313,200	366,200	442,400
	18	208,500	252,400	315,400	368,400	444,800
	19	210,300	255,500	317,400	370,700	447,100
	20	212,000	258,600	319,400	372,800	449,500
	21	213,800	261,500	321,400	374,900	451,600
	22	215,700	264,500	323,900	377,000	453,900
	23	217,600	267,400	326,500	379,100	456,300

24	219,500	270,300	329,300	381,100	458,600
25	221,500	273,100	331,400	382,700	460,700
26	223,600	275,700	333,600	384,500	462,900
27	225,700	278,200	335,800	386,400	465,000
28	227,800	280,900	338,300	388,300	467,200
29	229,800	283,800	340,700	390,300	469,300
30	232,000	286,200	342,900	392,000	471,600
31	234,300	288,400	345,000	393,700	473,800
32	236,600	290,800	346,900	395,400	475,900
33	238,800	293,200	349,100	397,300	477,800
34	240,600	295,400	351,400	399,100	479,900
35	242,300	297,900	353,700	400,700	482,300
36	244,000	300,200	355,900	402,500	484,500
37	245,700	302,700	357,600	403,800	486,600
38	247,400	304,400	359,600	405,400	488,600
39	248,800	306,100	361,700	407,000	490,500
40	250,400	307,800	363,600	408,600	492,400
41	252,500	309,700	365,600	409,900	494,400
42	254,200	310,500	367,500	411,500	496,300
43	255,600	311,400	369,300	413,000	498,000
44	257,200	312,300	371,100	414,600	499,900
45	258,600	313,200	373,100	416,000	501,800
46	260,100	314,300	375,000	417,700	503,700
47	261,800	315,200	376,600	419,100	505,500
48	263,200	316,300	378,400	420,700	507,400
49	264,600	317,300	380,300	422,100	509,100
50	265,400	318,400	381,900	423,400	510,800
51	266,000	319,300	383,700	424,700	512,600
52	266,900	320,200	385,400	426,000	514,500
53	267,600	321,400	386,700	426,700	516,100
54	268,500	322,400	388,200	427,700	517,700
55	269,200	323,400	389,600	428,600	519,400
56	270,000	324,400	391,200	429,500	521,000

57	270,800	325,300	392,600	430,400	522,600
58	272,000	326,400	394,000	431,300	524,000
59	273,000	327,500	395,300	432,200	525,300
60	274,100	328,500	396,900	433,100	526,500
61	275,100	329,500	398,200	434,000	527,700
62	276,200	330,500	399,600	434,900	528,700
63	277,200	331,600	401,100	435,900	529,700
64	278,200	332,700	402,600	437,000	530,700
65	279,100	333,600	403,600	437,900	531,300
66	280,000	334,700	404,700	439,000	532,200
67	281,100	335,600	405,700	440,000	533,100
68	282,200	336,700	406,800	440,900	534,000
69	283,100	337,600	407,800	441,900	534,900
70	284,200	338,700	408,700	442,900	535,700
71	285,200	339,700	409,500	443,800	536,400
72	286,300	340,800	410,300	444,800	536,900
73	287,100	341,400	411,100	445,800	537,600
74	288,200	342,400	412,000	446,700	538,100
75	289,300	343,400	412,800	447,600	538,900
76	290,300	344,400	413,600	448,600	539,500
77	291,000	345,400	414,300	449,400	540,000
78	292,000	346,400	414,800	449,900	540,600
79	293,000	347,300	415,200	450,600	541,200
80	293,900	348,200	415,600	451,200	541,800
81	295,000	349,200	415,900	452,000	542,400
82	295,900	350,200	416,300	452,700	
83	296,800	351,200	416,600	453,000	
84	297,700	352,200	417,100	453,600	
85	298,500	352,900	417,400	454,000	
86	299,300	353,500	417,800	454,400	
87	300,100	354,100	418,200	454,800	
88	301,000	354,700	418,600	455,100	
89	301,600	355,300	418,900	455,400	

90	302, 200	355, 700	419, 300	455, 800
91	302, 900	356, 100	419, 700	456, 200
92	303, 500	356, 600	420, 000	456, 500
93	304, 200	357, 100	420, 300	456, 800
94	304, 800	357, 500	420, 700	457, 200
95	305, 400	358, 000	421, 000	457, 500
96	306, 000	358, 500	421, 300	457, 800
97	306, 700	359, 100	421, 600	458, 100
98	307, 300	359, 600	422, 000	458, 500
99	307, 900	360, 000	422, 300	458, 800
100	308, 500	360, 500	422, 600	459, 100
101	308, 900	360, 900	422, 900	459, 400
102	309, 200	361, 400	423, 300	
103	309, 500	361, 700	423, 600	
104	309, 900	362, 200	423, 900	
105	310, 300	362, 700	424, 200	
106	310, 700	363, 100	424, 600	
107	311, 000	363, 600	424, 900	
108	311, 300	364, 100	425, 200	
109	311, 700	364, 500	425, 500	
110	312, 000	365, 000	425, 800	
111	312, 400	365, 500	426, 100	
112	312, 800	365, 900	426, 400	
113	313, 100	366, 300	426, 700	
114	313, 500	366, 700	427, 000	
115	313, 800	367, 200	427, 300	
116	314, 100	367, 600	427, 600	
117	314, 300	368, 000	427, 800	
118	314, 600	368, 400		
119	315, 000	368, 900		
120	315, 400	369, 300		
121	315, 600	369, 600		
122	315, 900	370, 000		

123	316,300	370,500		
124	316,700	370,800		
125	316,900	371,200		
126	317,100	371,700		
127	317,400	372,200		
128	317,800	372,600		
129	318,000	373,000		
130	318,300	373,500		
131	318,700	374,000		
132	318,900	374,600		
133	319,100	375,100		
134	319,400	375,600		
135	319,800	376,100		
136	320,000	376,600		
137	320,100	377,100		
138	320,300	377,600		
139	320,600	378,100		
140	320,900	378,600		
141	321,300	379,100		
142	321,600			
143	321,900			
144	322,200			
145	322,600			
146	322,900			
147	323,100			
148	323,400			
149	323,800			
150	324,100			
151	324,400			
152	324,600			
153	324,900			
154	325,200			
155	325,500			

	156	325,800				
	157	326,000				
再雇 用教 職員		235,500	282,900	294,000	316,000	400,400

備考

この表は、教員に適用する。

別表第3 適用区分表（第10条関係）

教職員	調整数
ア 大学院の美術工芸研究科（以下「大学院研究科」という。）の授業を常時担当する者及びこれに準ずる者で理事長定める教授、准教授又は講師（以下「大学院担当教官」という。）のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの	3.0
イ 大学院担当教官のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者（アに掲げる者を除く。）	2.0
ウ 大学院担当教官（ア及びイに掲げる者を除く。）	1.0
エ 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教で理事長が定めるもの	
オ 心理士	2.0

別表第4 調整基本額表（第10条関係）

1 一般職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

2 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円

別表第 5（第11条関係）

職	区分
事務局長	1 種
	2 種
事務局次長	3 種
附属図書館長 美術工芸研究所長 教育研究審議会委員	5 種

備考 この表において区分の異なる職を併せ有する者については、上位の区分を適用する。

別表第 6（第11条関係）

1 一般職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9 級	1 種	104, 200円
8 級	2 種	82, 200円
7 級	2 種	77, 400円
	3 種	66, 400円
6 級	3 種	62, 300円
	5 種	51, 900円

2 教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
5 級	5 種	66, 800円

備考 別表第 5 に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると理事長が認める職を占める教職員に支給する管理職手当の額については、当該教職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で理事長が別に定める額とする。

- (1) 当該教職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- (2) 当該教職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- (3) 当該教職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の額の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- (4) 当該教職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の額の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

第 1 号様式(第 14 条関係)

扶 養 親 族 届

No. _____

年 月 日提出

理事長				届 出 者	職	
所 属 名		事 次 務 長 局 印			住 所	
					氏 名 職 員 番 号	⑩
届出の理由（該当する□に✓印を付すこと） ☐ 1 新たに教職員となった ☐ 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある ☐ 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある （子、孫及び弟妹で満 22 歳の年度末を超えた者を除く。）						
扶養親族の 氏 名	続 柄	生 年 月 日	同 居 の 別 別 居	年 収 額 (職業)	届 出 事 実 の 発 生 年 月 日	届 出 の 事 由
					増 減	
					増 減	
					増 減	
					増 減	
					増 減	
					増 減	
給与規程第 14 条第 1 項の規定に基づき上記のとおり届け出ます。（証明書 通添付）						
記入上の注意 1 続柄欄には、教職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。 2 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。 3 届出の事由欄には、届出の理由の 2 又は 3 に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満 60 歳以上等）をそれぞれ記入する。						

第2号様式(第27条関係)

時 間 外 勤 務 等 命 令 簿

(課所名) _____

年 月 日(曜日)分

命令者印	確 認 印

[illegible]